

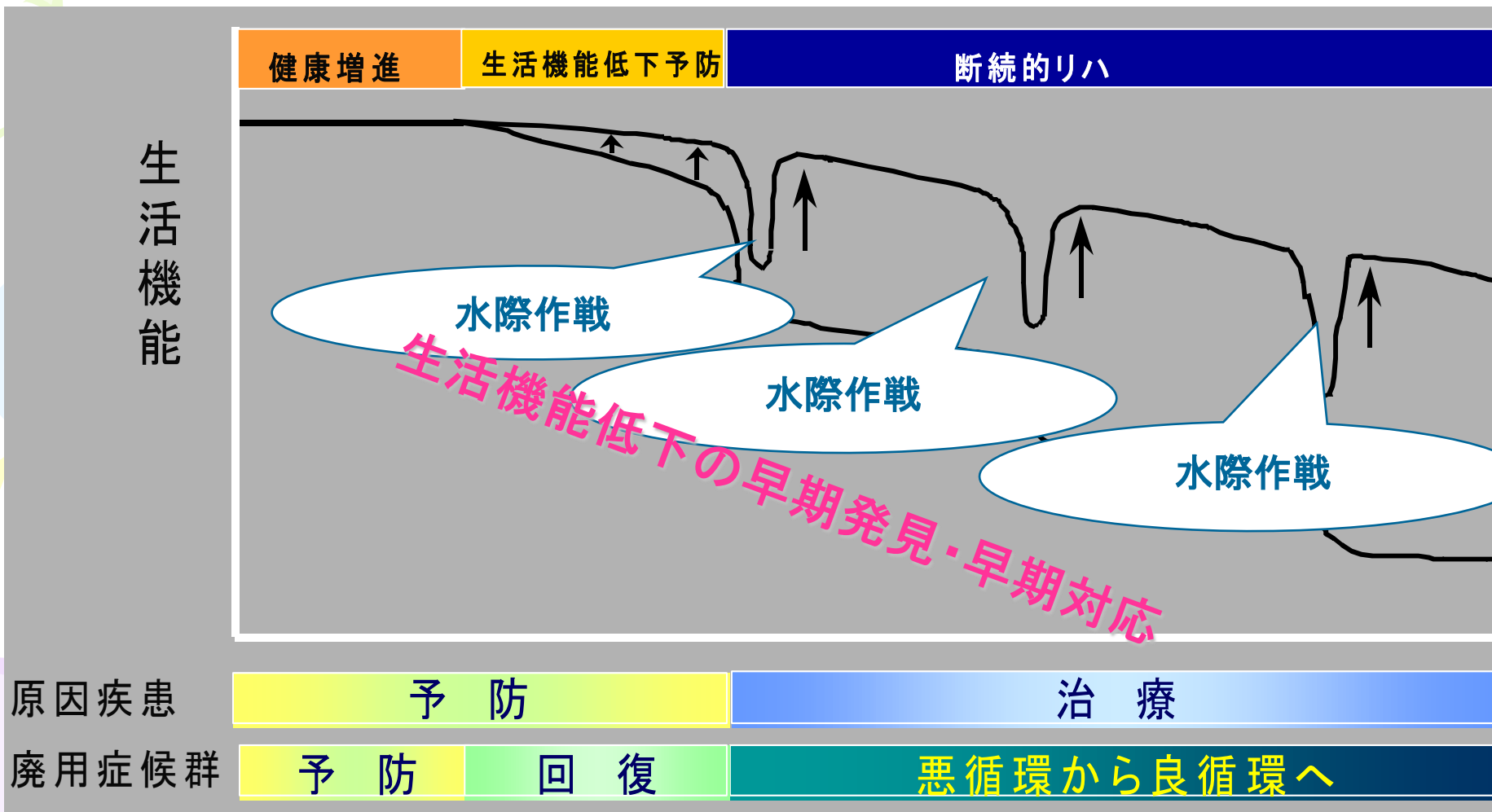
実際の場面では—③

- 死亡確認……死亡診断
- 医師がすぐに駆けつけられない場合
(24時間以内に医師が診察をし、死亡原因が明らかで死亡診断書が書ける場合を除く)

遺族への説明や、ご遺体のケアに原則はいれないが、実際は訪問看護が医師と連絡を取りながら行うこともある

介護予防の考え方（3）

○ 生活機能低下の早期発見・早期対応のための「水際作戦」



- 生活機能の低下が軽度である早い時期から、ポイントを捉えて集中的に予防対策を行うことが必要。